

## 牛山小学校 P T A 特別会計規則

牛山小 P T A 規則に定める特別会計規則は、次の通りとする。

- 1 本特別会計の収入は、資源回収等の収益金をもって支弁する。
- 2 本特別会計の支出は、牛山小 P T A 規約に定める事業推進に充当する。
- 3 本特別会計の支出については、役員会並びに常任委員会の承認を経て行い、全委員会で報告する。
- 4 一般会計に不足金を生ずる場合は、本特別会計より繰入支出することができる。
- 5 本規則は、役員並びに常任委員会改廃を発議し、全委員会において出席委員の 3 分の 2 以上の承認を得て改廃することができる。
- 6 本規則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日より施行する。